

日高山脈襟裳十勝国立公園協議会規約

(名称)

第1条 本会は、日高山脈襟裳十勝国立公園協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、日高山脈襟裳十勝国立公園の保全と利用の目標を示した国立公園ビジョンを策定するとともに、その実現を目指して、構成員が連携した取組を推進することにより、本公園の優れた自然環境の保全と適正な利用を推進することを目的として設置する。

(協議事項)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議する

- (1) 日高山脈襟裳十勝国立公園ビジョンに関する事項
- (2) 日高山脈襟裳十勝国立公園ビジョンの実現に向けた管理運営方針及び行動計画に関する事項
- (3) 前号の行動計画に基づく取組の実施に関する事項
- (4) その他、前条の目的の達成のために必要な事項

(構成)

第4条 本会は、別添1に掲げる機関、団体等により構成する。

(会長)

第5条 会長は、北海道地方環境事務所長が務める。

(総会)

第6条 総会は、年1回開催するほか、会長の招集により必要に応じて開催する。

- 2 総会の議長は、会長が務める。
- 3 総会は、第3条の事項について協議する。

(幹事会)

第7条 本会に、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、必要に応じて事務局が招集する。
- 3 幹事会の構成員は、別添2による。
- 4 幹事会は、総会の議事に関する予備的協議、その他連絡調整を行う。
- 5 幹事会は、必要に応じ別添3のアドバイザーを招聘し意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 本会に、部会を設けることができる。

- 2 部会の設置及び運営に必要な事項は、総会において決定する。
- 3 部会は、必要に応じ別添3のアドバイザーを招聘し意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 本会の事務局を、北海道地方環境事務所国立公園課に置く。

- 2 事務局は、会の庶務を行う。

附則 この規約は、令和6年8月27日から施行する。

別添1

機関・団体等	構成員
学識経験者	中村 太士（北海道大学名誉教授） 愛甲 哲也（北海道大学教授）
国	日高北部森林管理署長 日高南部森林管理署長 十勝西部森林管理署長 北海道開発局開発監理部開発連携推進課長 北海道運輸局観光部長 北海道地方環境事務所長
北海道	環境生活部長 日高振興局長 十勝総合振興局長
市町村	帶広市長 日高町長 平取町長 新冠町長 浦河町長 様似町長 えりも町長 新ひだか町長 清水町長 芽室町長 中札内村長 大樹町長 広尾町長
登山関係団体	十勝山岳連盟会長 日高山岳連盟会長
自然保護団体	アポイ岳ファンクラブ会長 十勝自然保護協会 共同代表
観光関係団体	十勝観光連盟会長 日高管内観光連盟会長

別添2

機関・団体等	幹事会構成員
有識者	中村 太士（北海道大学名誉教授） 愛甲 哲也（北海道大学教授）
国	日高北部森林管理署次長 日高南部森林管理署総括事務管理官 十勝西部森林管理署総括森林整備官 北海道開発局開発監理部開発連携推進課長 帯広運輸支局 首席運輸企画専門官(企画輸送・監査担当) 室蘭運輸支局 首席運輸企画専門官 (総務企画担当) 北海道地方環境事務所国立公園課長
北海道	環境生活部自然環境局自然環境課自然公園担当課長 日高振興局環境生活課長 十勝総合振興局環境生活課長
市町村	帯広市都市環境部環境室環境課長 日高町日高総合支所地域経済課長 平取町観光商工課長 新冠町企画課長 浦河町商工観光課長 様似町商工観光課長 えりも町産業振興課長 新ひだか町総務部まちづくり推進課長 清水町農林課長 芽室町環境土木課長 中札内村産業課長 大樹町住民課長 広尾町水産商工観光課長
登山関係団体	十勝山岳連盟会長 日高山岳連盟会長
自然保護団体	アポイ岳ファンクラブ会長 十勝自然保護協会事務局長
観光関係団体	十勝観光連盟事務局長 日高管内観光連盟事務局長

別添3

(アドバイザー)

学識経験者

アイヌ文化関係団体

登山関係団体又は山岳ガイド事業者

遭難対策関係団体

自然保護関係団体

観光関係団体又は観光事業者

交通事業者

経済関係団体

金融関係団体

その他、協議会が認める者